

令和 4 年度第 1 回日進市男女平等推進審議会後  
日進市パートナーシップ宣誓制度 検討事項

検討項目 1 転入時

転入予定者で宣誓したが転入しない人が出る可能性があるが、どう対応するのか。

市の考え

転入予定者の場合は宣誓時に、転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等転入予定日と転入予定住所がわかる書類を提出していただき、後日（原則転入予定日から 14 日以内）に日進市への転入を確認するため、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出していただき、その後宣誓書受領証を発行するように考えております。

検討項目 2 解消時

一方の申出で解消した場合、もう一方の手元には証明書が残る。悪用されないとも限らないのではないかと。

市の考え

解消の届出時、2 者の証明書の返還がない場合はその証明書は無効とし、無効となった証明書の番号を市ホームページで公開しようと考えております。

検討項目 3 複数自治体間での利用

各自治体の制度のため、サービスが利用できる範囲も各自治体域に限られてしまう。

市の考え

自治体間の連携については導入時には考えておりませんが、近隣他自治体の状況など踏まえ、検討していく事項と考えております。